

認 定 手 続 開 始 通 知 書（ 権 利 者 用 ）

平成 年 月 日
開始通知 第 号
（ 開 始 通 知 書 番 号 ）

殿

（税関官署の長） 印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税定率法第 2 1 条第 1 項第 9 号の輸入禁制品に該当すると思料する貨物が発見されましたので同条第 4 項の規定により通知します。

1. 疑義貨物	品 名	数 量
2. 輸入者の氏名又は 名称及び住所		
3. 仕出人(差出人)の氏名 又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5. 権利の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有 無	
8. 証拠を提出し、意見を述 べることのできる期限	平成 年 月 日	

- （注） 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当することについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
2. 上記 7 の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記 7 の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る権利の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税定率法第 2 1 条の 4 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して 1 0 執務日（延長があった場合は 2 0 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記 2 から 4 までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税定率法第 2 1 条第 1 0 項の規定により禁止されています。

[連絡先] ： （税関官署名）
 （住所）
 （電話番号）
 （担当者の官職及び氏名）